

創価大学内部質保証推進体制及び手続きに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、創価大学の（以下「本学」という。）内部質保証に関する基本方針に基づき、内部質保証推進のための体制と手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において内部質保証とは、本学の目的を達成するために、教育、研究及びその他の諸活動が適切であることを自らの責任で説明・証明する恒常的・継続的活動をいう。

(内部質保証の責務)

第3条 本学及び本学を構成する組織及び教職員は、それぞれの業務について、内部質保証に努めなければならない。

(自己点検・評価の責務)

第4条 本学及び本学を構成する組織及び教職員は、内部質保証を適切に行うために、それぞれの業務について自己点検・評価を実施しなければならない。

2 本学の自己点検・評価は、全学自己点検・評価委員会（以下「点検・評価委員会」という。）が統括する。

(自己点検・評価の実施)

第5条 本学は、創価大学自己点検・評価実施規程に基づき、点検・評価委員会のもと、自己点検・評価を行い、報告書を作成する。

2 点検・評価委員会は、前項の自己点検・評価の実施及びその結果に関して報告書を作成し、学長に提出しなければならない。

3 自己点検・評価を実施する組織は、積極的に学生の意見を取り入れることに努める。

(内部質保証推進委員会の設置)

第6条 本学に、内部質保証をつかさどる組織として、創価大学内部質保証推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

(推進委員会の目的)

第7条 推進委員会は、3つの方針（卒業認定・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針）を踏まえた適切性にかかる点検・評価体制を確立させ、有効に運用させることを目的とする。

2 前項を達成するため、本学を構成する組織及び教職員が実施する自己点検・評価の結果に基づき、改善方を提示し、関連部局に指示、連携して改善を図ることを目的とする。

(推進委員会の業務)

第8条 推進委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 内部質保証を推進する体制の整備、運用、検証及び改善方針の立案
- (2) 自己点検・評価活動に関する方針の策定
- (3) 自己点検・評価の適切性及び有効性の点検・評価
- (4) 点検・評価委員会及び各学部・研究科及び各部局への指示
- (5) 内部質保証システム自体の適切性及び有効性の点検・評価の実施
- (6) その他本学の内部質保証に関する業務

(各学部等における内部質保証)

第9条 各学部・研究科及び各部局は、それぞれの教育プログラム及び諸活動について主体的・自律的に点検・評価を行い、質保証の責任を自ら担うこととする。

(優先事項)

第10条 推進委員会は、大学における教育の質保証の重要性に鑑み、次に掲げる事項を優先的に取扱うものとする。

- (1) 授業の内容及び方法
- (2) 教育課程及び教育プログラムの編成に関する全学的な方針の策定
- (3) 学修成果及びその測定

- (4) 教育環境及び教育施設
- (5) 教育組織編制及び教員組織編制
- (6) 学生支援
- (7) 自己点検・評価に提示された証拠データ
- (8) 自己点検・評価に関する情報の公開

(委員会の構成)

第11条 推進委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 通信教育部長
- (5) 研究科長
- (6) 学士課程教育機構長
- (7) 教務部長
- (8) 学生部長
- (9) アドミッションズセンター長
- (10) キャリアセンター長
- (11) 国際部長
- (12) 研究推進センター長
- (13) 企画調査室長
- (14) IR室長
- (15) 大学事務局長
- (16) 学長が指名する者

2 推進委員会は、必要に応じて、委員以外の者を会議に陪席させることができる。

(委員長)

第12条 推進委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、教学担当副学長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長の命を受けたとき委員長の職務を代行する。

(委員会の運営)

第13条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

- 2 推進委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 推進委員会の議決は、出席した委員の過半数の同意により行い、可否同数のときは委員長の判断により決する。

(事務)

第14条 推進委員会の事務は、学事部学事第1課が行う。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、推進委員会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。